

薬教協発第 19069 号

令和 2 年 3 月 2 日

全国薬科大学長・薬学部長

各 位

一般社団法人 薬学教育協議会

代表理事 本間



### 前略

日頃より薬学実務実習の円滑な運営にご協力いただき、誠に有り難うございます。

令和 2 年度の実務実習は 2 月 25 日から開始されているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の問題は、日本国内ばかりでなく世界各地で大きな問題となっており、楽観が許せない状況になっています。国内では感染の拡大を食い止めるため関係方面では懸命な努力がなされており、市民一人一人の努めもまた大事であると改めて意識されているところです。この感染症の拡大抑制、収束のためには、医療提供施設の破綻は絶対に避けなければなりません。

実務実習では、全国の津々浦々の受入施設において、実務実習生が指導薬剤師の指導のもと医療活動を行っています。実務実習生一人一人は、医療人としての責務を改めて確認し、感染の拡大抑制、収束に向けて果たさなければならない務めを果たすことが重要です。実習における今般の感染症への対応は各大学にお願いしているところですが、各大学におかれましては、受入施設での感染症対策に万全を期すために、各受入施設と十分に連携して対応方針（下記例）を纏められ、受入施設と共有するとともに実務実習に参加する学生に対して周知していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

各大学におかれましては、学内の感染症対策に慌ただいしいことと存じますが、実務実習についても特段の配慮をお願いする次第です。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

### 記

- 各医療提供施設で、今般の感染症対策として職員に対して遵守すべき事項が纏められている場合、実務実習生についても適応されるべきものですので実習生へ周知徹底をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症への対応について、各大学で既に纏められている方針を実習生に周知するとともに、受入施設と共有してください。（実習を休むことになった場合には、単位認定、修了認定に弾力的な対処を持って学生に不利益が生じないように配慮すること（文科省「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」および文科省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等

の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」とされていますので、各大学でもご対応いただき実習生が無理をして受入施設に出かけることのないようにご配慮をお願いします。

- 実習生が海外旅行から帰国している場合等についても、大学の方針を実習生に周知徹底してください。
- 個々人の務めるべき感染予防策（手洗い、うがい等）を周知徹底してください。
- 同一の受入施設で、実習生の所属大学の方針が異なる場合も考えられますが、大学と受入施設との協議、連携により対応し、内容を共有してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していますので、最新の情報に応じたご対応をお願い申し上げます。

以上